

●香川県議会議員選挙善通寺市選挙区選挙長告示第3号

平成19年4月8日執行の香川県議会議員選挙につき、善通寺市選挙区においては、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第100条第4項の規定により、投票を行わないこととなった。

平成19年3月30日

香川県議会議員選挙善通寺市選挙区選挙長 中 筋 正 典